

平成 29 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 ア ル ヒ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 CEO 兼 COO 濱 田 宏  
(コード番号：7198 東証)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 吉 田 恵 一  
(TEL 03-6229-0777)

### 株式売出しにおけるブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 29 年 11 月 7 日開催の当社取締役会において承認いたしました株式売出しにつきましては、ブックビルディングの仮条件等が未定でありましたが、本日開催の取締役会において、下記のとおり承認する旨決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式売出しの件

- (1) 仮 条 件 1 株につき 1,150 円から 1,340 円
- (2) 売 出 価 格 売出価格は、上記仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成 29 年 12 月 5 日に決定されます。当該仮条件が今後変更される場合は、その変更の承認について代表取締役に一任します。  
また、売出価格及び引受価額の承認についても、代表取締役に一任します。

##### (3) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ① 主力商品であるフラット 35 に加えて様々なローン商品を提供する「住宅ローンマーケティングプラットフォーム事業」は、バランスシートリスクが最小化されたユニークな顧客本位のビジネスモデルであること。
- ② 経営力の高いマネジメントのもと、「住生活プロデュース企業」を経営理念に掲げ、ライフステージに応じて一貫通貫でサービスを提供する「ライフソリューションプラットフォーム」の構築を進めていること。
- ③ 今後のマクロ環境動向については必ずしも予測が容易ではなく、また今後のプラットフォーム戦略及び新商品の販売については、開始からの期間が短く、その拡大規模について第三者から見て判断が難しいこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 1,150 円から 1,340 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

## 2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、引受人に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりであります。

### （1）親引け先の状況等

#### ① 親引け先の概要

アルヒグループ社員持株会

（理事長 永井 泰子）

東京都港区六本木一丁目6番1号

#### ② 当社と親引け先との関係

当社グループ社員の持株会であります。

#### ③ 親引け先の選定理由

当社グループ社員の福利厚生のためであります。

#### ④ 親引けしようとする株式の数

未定（引受人の買取引受による国内売出しの売出株式のうち、150,000株を上限として、平成29年12月5日（売出価格決定日）に決定される予定であります。）

#### ⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

#### ⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、当社グループ社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

#### ⑦ 親引け先の実態

当社グループ社員で構成する持株会であります。

### （2）株券等の譲渡制限

親引け先は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含みます。）後180日目の日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

### （3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される予定の売出価格と同一となり、売出価格決定日に決定される予定であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式 数の割合 (%)	引受人の買 取引受によ る国内売 出し及び海 外売出し 後の所有 株式数 (株)	引受人の買 取引受によ る国内売 出し及び海 外売出し 後の株式 総数に対 する所有 株式数の 割合 (%)
CJP CSM Holdings, L.P.	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	30,780,200	81.05	13,548,400	35.68
SBIホールディング ス株式会社	東京都港区六本木 一丁目6番1号	3,621,200	9.54	3,621,200	9.54
濱田 宏	東京都大田区	1,000,000 (450,000)	2.63 (1.18)	1,000,000 (450,000)	2.63 (1.18)
細野 恭史	東京都文京区	266,000 (225,000)	0.70 (0.59)	266,000 (225,000)	0.70 (0.59)
アルヒグループ社員 持株会	東京都港区六本木 一丁目6番1号	69,200	0.18	219,200	0.58
五十川 毅	東京都三鷹市	135,000 (90,000)	0.36 (0.24)	135,000 (90,000)	0.36 (0.24)
井上 明大	横浜市西区	98,500 (58,000)	0.26 (0.15)	98,500 (58,000)	0.26 (0.15)
市川 裕康	横浜市中区	97,000 (68,000)	0.26 (0.18)	97,000 (68,000)	0.26 (0.18)
荻野 大輔	千葉県松戸市	80,000 (40,000)	0.21 (0.11)	80,000 (40,000)	0.21 (0.11)
土門 智康	さいたま市南区	80,000 (70,000)	0.21 (0.18)	80,000 (70,000)	0.21 (0.18)
東京海上メザニン1 号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区有楽 町二丁目7番1号	808,500	2.13	—	—
計	—	37,035,600 (1,001,000)	97.53 (2.64)	19,145,300 (1,001,000)	50.42 (2.64)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月7日現在のものとあります。

2. 引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月7日現在の所有株式数及び株式総数に、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け(150,000株として算出)を勘案した場合の株式

数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

## 【ご参考】

### 売出しの概要

- (1) 売出株式数 ①当社普通株式 18,040,300株（引受人の買取引受による売出し分）  
（うち引受人の買取引受による国内売出し10,824,200株、海外売出し7,216,100株）  
最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数18,040,300株の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記（3）記載の売出価格決定日に決定される予定であります。
- ②当社普通株式 上限1,082,500株（オーバーアロットメントによる売出し分）
- (2) 需要の申告期間 平成29年11月28日（火曜日）から  
平成29年12月4日（月曜日）まで
- (3) 売出価格決定日 平成29年12月5日（火曜日）  
（売出価格は、仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定される予定であります。）
- (4) 申込期間 平成29年12月7日（木曜日）から  
（国内） 平成29年12月12日（火曜日）まで
- (5) 受渡期日 平成29年12月14日（木曜日）
- (6) オーバーアロットメントによる売出しについて

引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により売出株式数が減少し、又は売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社がCJP CSM Holdings, L.P.（以下「貸株人」といいます。）から借り入れる当社普通株式1,082,500株（上限）（以下「借入株式」といいます。）であります。これに関連して、貸株人は野村証券株式会社に対して、1,082,500株を上限として、平成30年1月11日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」といいます。）を付与する予定であります。

また、野村証券株式会社は、借入株式の返却を目的として、上場（売買開始）日（平成29年12月14日）から平成30年1月5日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数（以下「上限株式数」といいます。）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村証券株式会社がグ

リーンシューオプションを行使することにより貸株人への返却に代えることとします。

以上

この文書は予定されている当社普通株式の上場に伴う株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。